

「アレルギー疾患対策の今後の方向性（案）」からの主な修正箇所一覧
（アレルギー疾患対策推進方針）

1 パブリックコメントによる市民意見を踏まえた変更点

※下線は変更箇所

変更の概要	変更内容【変更後】	【変更前】
保育所等における栄養士を経由した情報提供に関する意見を踏まえ、「第4章2方向性Ⅲ（1）保育所等における対応」に、各区の保育・子育て支援部門の栄養士を相談窓口として、保育所等と連携して支援に取り組んでいくことを追記。	（P16） 医師会等とも連携しながら、必要な見直し等も含め、取組を進めていきます。 <u>また、各区の保育・子育て支援部門の栄養士を相談窓口とし、保育所等と連携して家庭への食事に関する助言やレシピ提供等の支援に取り組んでいきます。</u>	（P16） 医師会等とも連携しながら、必要な見直し等も含め、取組を進めていきます。

2 社会動向や関連計画の進捗状況等を踏まえた変更

変更の概要	変更内容【変更後】	【変更前】
方針の対象となる疾患に関する問い合わせを受けたことを踏まえ、「第1章」に新たに、「3 方針が対象とするアレルギー疾患」を追記。	（P2） 3 方針が対象とするアレルギー疾患 本方針が対象とするアレルギー疾患は、基本法第2条を踏まえ、 <u>気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーとします。</u> <u>その他の疾患は、必要に応じて政令に定めるとされていますが、本方針策定時点では、定められていません。</u>	（記述なし）
「神奈川県アレルギー疾患対策推進計画（県計画）」が令和5年3月に改定され、医療提供体制に関する考え方が見直されたことを踏まえ、「第2章2 神奈川県における取組」に、計画改定の修正及び新たな医療提供体制の連携のイメージ図に変更。	（P4） 令和5年3月に、 <u>令和5年度から令和9年度を計画期間とする新たな計画に改定されました。</u>	（P4） <u>現在、令和5年度から令和9年度を計画期間とする新たな計画に改定されました（令和5年3月改定予定。）。</u>
	（P5） （県計画（令和5年度～令和9年度）に基づくイメージ図を記載）	（P5） （県計画（平成30年度～令和4年度）に基づくイメージ図を記載）

その他、用語・用字の修正など、所要の整備を行っています。